

公益社団法人安城市シルバー人材センターの役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人安城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず常務理事が事務局長又は重要な職員を兼務する場合には報酬を支給しない。
- 3 役員は、第1項の規定にかかわらず申し出により報酬の支給を辞退することができる。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 非常勤役員の報酬額は、別表「非常勤役員の報酬額」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、次の方法により支給する。

- (1) 役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(2) 年額のものにあつては、職務の執行状況に応じて分割して支給することができる。

(3) 日額で支給する報酬であつて特に必要があると認めるときは、数か月分まとめて支給することができる。

(4) 役員の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもつて、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第29号)附則第7条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表 非常勤役員の報酬額 (第4条関係)

会長	日額 7, 000円
副会長	日額 4, 600円
理事	日額 3, 500円
監事	日額 3, 500円
監事 (会計有資格者)	年額 116, 200円